

## 収蔵史料紹介



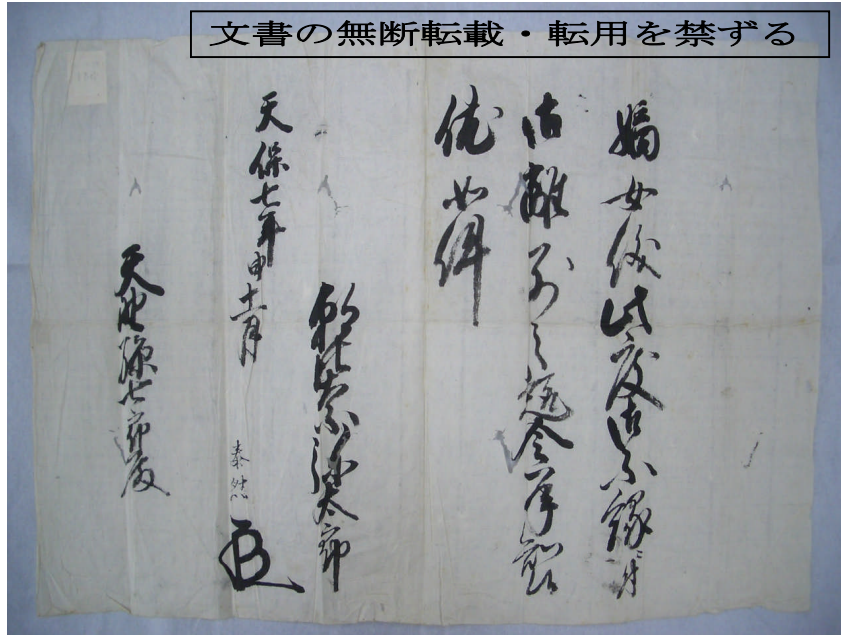
岡崎昭子家No. 4 0 6 (女髪形之仕様図) 27.5 cm×189 cm

この史料は、文末に「天保五年午五月朔日 鈴木石見守殿ヨリ被廻候所之絵図也」と記されており、内容から見て水戸藩の天保の改革時に出されたものと推定されます。

文政12年(1829)、水戸藩主に就任した徳川斉昭は、果敢に藩政改革を遂行しました。まず士風の刷新に着手し、家中の風俗の華美を戒め、衣食住について厳しい禁令を出しました。『水戸藩史料 別記巻七』には「公(斉昭)は時年すでに三十一、久しく藩邸に静居して、上下放縦風俗頹壊の状を熟知せるが故に、首として驕奢を抑え、儉素を尚(たつ)び、弊風を矯正し、士気を振作するに努めたること、枚挙に遑(いとま)あらざりき」と記しています。実際に初午飾りの禁止、家中の琴・三味線の禁止、端午の幡旗の制限、家中一同綿服用令、上巳雛飾りの内裏雛以外の禁止、新年松飾りの制限など、次々と打ち出しました。

写真の史料は、水戸家中の武士の妻子、すなわち子どもから尼、隠居の老年の女性にいたるまで、御簾中や姫君、奥女中ら大奥の女性たちも含めた、武家の女性すべてに向けて出された髪形に関する定めです。当時すでに女性の髪形には、さまざまな形があり流行もありましたが、史料によれば京風、江戸風を勘案し、卑しくないものを選び一つに定められました。定め髪にする時には、櫛は用いず、笄(こうがい)、簪(かんざし)などもいずれか1つあれば済むことで、そうすれば無益の出費も止むとしています。さらに櫛、笄、釵(=簪)などを多くさして飾るのは遊里芝居の風俗で、武家の妻娘にはあってはならないとし、流行に流されることがないようにと諭しています。斉昭が女性の髪形にまで規制を加えていたことがわかる、新しい史料です。

年代別の髪形はそれぞれ、前、脇、後の3方向からの絵で示されており、髪も一本一本丁寧に描かれています。水戸藩の天保の改革の一端を知るのみならず、幕末の武家の女性の髪形を知る史料としても貴重な史料といえます。



岡崎昭子家No.5 4 1 (嫡女の儀此度不縁に付き離別の趣承知の件書状) 30.0 cm×41.5 cm

嫡女儀此度御不縁ニ付  
御離別之趣令承知候  
依如件  
朝比奈弥太郎  
天保七年申十一月 泰然(花押)  
天野孫七郎殿

この史料は、武家にはめずらしい離縁状です。

武士は縁組＝結婚，離縁・離別＝離婚においては，支配頭をとおして藩への届け出が必要でした。武士の結婚は一般的な傾向として，夫婦両家の家格を比較した時，同格か妻の家格の方が高かったこと，離婚率や再婚率が高かったことなどが明らかにされてきています。

武士の離縁は，男女両家から藩へ届け出ることによって成立するので，離縁状の授受は必要なかったとされています。また，一説には離縁状の授受は慣習としてなされていたともされています。伝存例が少ないことが，全く違う2説を生んでいるようです。

この史料は長女の離婚について了承した旨を，父が娘の元夫に宛てて出しています。父は，朝比奈弥太郎泰然，この時 1300 石の城代でした。相手方天野孫七郎は，いまだ出仕前の身分だったようで，父はこの時 500 石，小姓頭でした。朝比奈家は家老，天野家は若年寄を代々務める家柄で，ともに水戸藩譜代の家臣でした。

この離縁状は正確には，天野孫七郎から離縁状が出され，それに対する「離縁受取状」という性格の文書です。史料中，「令承知候」は「承知いたしました」という丁寧な表現で，そういった言い回しや，署名に花押を据えている点などは，きわめて中世的な表現で，儀礼的な様式が窺えます。武家の間でも離縁状の授受が行われていたことを推察させる史料です。

離婚したふたりの年齢はわかりませんが，早期の離婚だったようで，ともに再縁しています。